

公害医療機関の診療報酬等の請求について

1. 公害診療の概要

「公害健康被害の補償等に関する法律」に基づき、大気汚染による健康被害者として認定を受けた被認定者に「公害医療手帳」（手帳の色＝緑）を発行しています。

被認定者は公害医療機関で手帳を提示し、医療の現物給付として手帳に記載された指定疾病（以下「認定疾病」といいます）の診療を無料で受けることができます。公害医療機関は、手帳に記載された有効期間及び認定疾病をご確認の上で診療等を行っていただき、認定疾病にかかる医療費については神戸市がお支払いします。（患者様の自己負担はありません。）

尚、診療報酬は健康保険併用ではなく、公害公費単独の扱いで神戸市へ直接ご請求いただきます。

2. 公害医療機関

公害医療機関となるのは次の医療機関です。これらに該当するものは、公害医療機関にならない旨を都道府県知事に申し出た場合を除き、公害医療機関とみなされます。

- (1) 健康保険法に規定する保険医療機関及び保険薬局
- (2) 生活保護法に規定する指定医療機関
- (3) 健康保険法に規定する指定訪問看護事業者、介護保険法に規定する介護老人保健施設及び指定介護療養型医療施設、指定居宅サービス事業者（訪問看護を行う者に限る）等。

3. 診療報酬等の請求に必要な書類

- (1) 請求書類

[病院または診療報酬]	①公害診療報酬請求書	②公害診療報酬明細書
[調剤薬局]	①公害調剤報酬請求書	②公害調剤報酬明細書
[訪問看護ステーション]	①公害訪問看護報酬請求書	②公害訪問看護報酬明細書

- (2) その他

「公害診療報酬等請求用印影等届兼口座振替依頼書」

- ※ 医療機関名や所在地、振込先銀行口座等を予めお届けいただきます。届け出は初回請求時のほか、お届け内容に変更があった場合にも必要となります。
- ※ 公害補償制度は、国民健康保険団体連合会、社会保険診療報酬支払基金等の審査・支払い機関を経由することなく神戸市が直接審査・支払いを行うため、予め診療報酬振り込み先等のお届けが必要です。

請求に必要な書類は、ホームページよりダウンロードできます。

また、連絡いただければ神戸市から無料で郵送いたします。

4. 請求方法

- (1) 認定疾病に関する診療報酬等については、診療等を行った月の 翌月10日までに(必着) ご請求ください。

※ 10日が休日の場合は、直前の平日を受付の締切日とします。

やむを得ず請求が遅れる場合は、診療のあった月の翌月1日から5年を経過する日まで請求することができます。

- (2) 請求期日以後に受理した請求書類は、翌月に審査・支払いを行います。
- (3) 公害認定疾病以外の疾病に対する治療等については、予め診療内容を切り分けて他保険分として通常の健康保険等に請求してください。(処方箋も公害分と他保険分に分けて交付してください。)
- (4) 認定疾病と認定疾病以外の疾病について治療等を同時に行った場合、共通の手技料(再診料、処方箋料等)は、主たる疾病の保険等にて請求してください。

5. お支払いについて

神戸市公害診療報酬審査委員会の請求内容審査を経て、請求のあった月の月末に指定銀行口座に振り込みます。なお、振り込み内容については月末に「振込通知書」を送付いたします。

【 請求先及び問い合わせ先 】

〒650-8570 神戸市中央区加納町6-5-1

神戸市保健所 保健課 公害担当

電話 (078)322-5248 (直通)